

令和元年 12 月 11 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問） 教員の働き方改革及び労働環境の改善について

昨年度から開始した県立学校教職員勤務時間管理システムによる勤務状況はどうか、どのように分析しているのか、また、この分析を踏まえどのような対策を講じていくのか、さらに、この管理システムを全ての公立学校に展開していくつもりはあるのか、教育長に伺う。

（答）

厚生労働省が作成した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」や、中央教育審議会の緊急提言により、客観的な記録による勤務時間の把握が求められており、全ての県立学校において、平成30年度から勤務時間管理システムを導入しているところでございます。

県立学校全体の昨年度の結果を見ますと、時間外勤務の平均時間は1か月当たり41時間27分、最も多いのは、体育祭や学園祭など学校行事が集中する6月の52時間50分、最も少ないのは8月の26時間24分という状況でございました。

時間外勤務の多い人と少ない人とを比較しますと、昨年度、本県が実施した勤務実態調査によれば、部活動指導に最も大きな差がございました。

学校行事や部活動指導につきましては、各学校において、校長の権限の下、実施されるものであることから、校長がリーダーシップを発揮し、自らの権限と責任により、教職員の働き方に対する意識を醸成するとともに、業務の精選を着実に進めていくことが大切であり、県教育委員会としても、こうした取組を支援していくことが重要であると考えております。

なお、市町立の学校につきましては、服務監督権者である市町教育委員会が、既に客観的な勤務時間の把握システムを導入し、県立学校と同様に、長時間勤務の把握に努めているところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、学校における働き方改革と労働環境の改善に向けて取り組んでまいります。